

仮設施設整備支援事業(助成)の概要



令和6年1月能登半島地震で被害を受けた新潟県・富山県・福井県・石川県及び当該各県内の自治体が行う仮設施設(早期の事業活動再開を希望する中小企業が入居する店舗、事務所等の集合型仮設施設)の整備を、中小機構が助成・協力します。

【1. 助成の要件】

1) 仮設施設への入居要件等

- * 災害により事業場・周辺インフラが損壊し、本復旧に相当期間着手できない状況にある被災中小企業者。
- * 一つの仮設施設に、複数の被災事業者が入居することが必要です。
- * 具体的な入居者の要件・選定については、各自治体にてご判断下さい。

2) 用途・面積等

① 1事業者1区画、被災前の事業場の面積又は100㎡のいずれか低い方を上限とします。

※伝統的な技術等を用いて製造される伝統的工芸品を将来に存続させることの重要性に鑑み、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」第2条の規定に基づく指定を受けた工芸品の製造を行うための工房として使用する場合には、①における100㎡は200㎡とします。

※仮設施設を整備する自治体が、以下ア)からウ)の全てを満たした上で、宿泊施設として整備する場合には、次のとおりとします。

一①における100㎡は200㎡とします。ただし、100㎡を超える場合には、当該部分に係る助成割合は8割とします。

一複数の被災事業者による入居が困難であれば、1事業者による入居を可能とします。

ア) 激甚災害において、本激甚災害を受けた都道府県あるいは当該都道府県において災害救助法の適用を受けた市町村が、当該市町村の区域内で宿泊施設を整備する場合であること

イ) 交通困難のため、復旧復興のための支援員の宿泊場所が必要であるにもかかわらず当該施設が不足しており、その確保が不可欠であるものとして当該自治体の長が認めること

ウ) 竣工から2年半にわたり十分な稼働が見込まれる範囲内であり、かつ、仮設宿泊施設が被災中小企業者の本復旧の妨げにならないものとして当該自治体の長が認めること

② 一つの区画に複数の被災事業者が入居する「共同利用」も可能です。

3) 仮設施設の敷地(用地)の要件

- * 原則、公共用地とします。(※民有地を各自治体が借地することでも可。)

4) 仮設施設の仕様

- ・建築躯体 : 原則 プレハブ工法 又は ユニット工法 平屋又は2階建
- ・建物基礎 : 布基礎、ベタ基礎、その他特定行政庁が認めるもの
- ・床 : 合板床(耐荷重290kg/㎡)又は土間コン床(1階のみ。耐荷重は地耐力によります。)
- ・電気設備 : 天井照明、コンセント、分電盤(単相、動力電源)、共同アンテナ、電話回線引込口 等
- ・給排水設備 : 上水(給水口1ヶ所/1区画)、排水(生活排水口1ヶ所/1区画)、合併処理浄化槽 等
- ・空調設備 : 換気扇、壁付エアコン(業務用除く、1台/1区画) 等
- ・消防設備 : 消火器等
- ・共同トイレ
- ・外構 : 駐車場の砕石舗装等

【2. 助成の対象】

次の1)又は2)について、その全額(10/10)を中小機構が各自治体に助成します。

1) 仮設施設を施工業者との「工事契約」により整備する場合

- * 設計費(測量、地盤調査含む) * 建築確認申請等の手数料 * 施設工事費 ※撤去費は助成対象外

2) 施工者等が整備する仮設施設の貸与を受ける場合(リース方式)

- * 貸与期間のリースの費用全額(内訳は、設計費、手数料、施設工事費、撤去費 等)

※以下については助成対象となりません。(施設工事費又はリース費用に含められません。)

- ・事業用の設備(例: キュービクル、事業用排水処理施設、給湯設備、ガス設備、厨房設備 等)
- ・動産(例: 什器、テレビ、冷蔵庫 等)
- ・事業の用に供する建物の造作(例: 店舗の看板、外壁又は内部の装飾等)
- ・用地取得費、用地の造成費、既存建物等の撤去費、その他用地関連費用
- ・入居者の造作及びその原状回復費用

【3. 仮設施設の管理等】

1) 施設の管理等

- * 各自治体が施設を管理・運営して下さい。
- * 入居料は原則無償として下さい。(共用部の光熱費など、実費相当の共益費の徴収は例外)

2) 利用期間終了後の施設の取り扱いについて

- * 施設の目的終了後、撤去、用途転用(例: 市町村の会議室とする)、公的機関への譲渡(例: 商工会の事務所とする)は可能です。
- * 施設を個人・私企業へ譲渡することは認められません。

【4. 申請期限】

1) 申請期限は令和8年2月27日(金)までです。(※1年間延長しております。)

(交付決定日の翌日から1年以内に「助成事業完了等報告書」を機構に提出することが必要)

【5. その他の留意事項】

1) 建築基準法の手続きについて

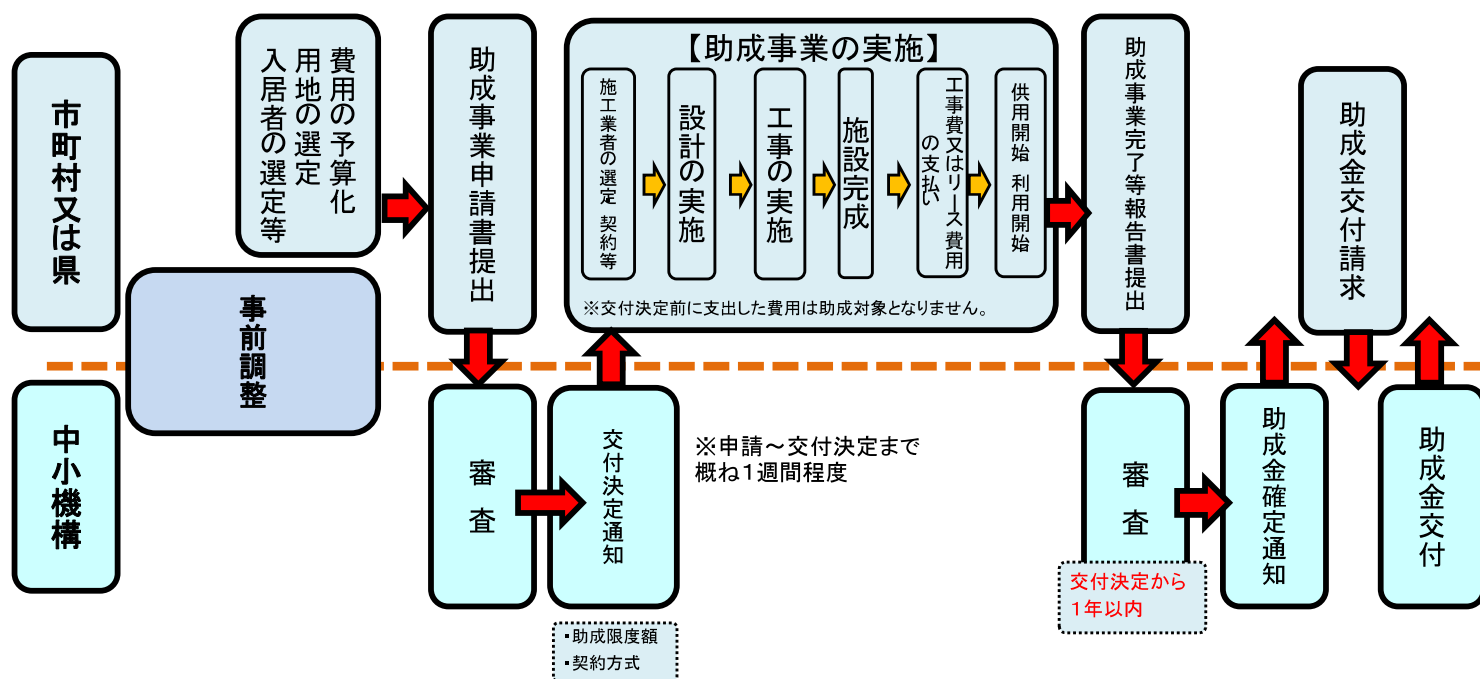
建築基準法第6条(建築確認申請)、第18条第2項(計画通知)、第85条第2項又は第6項(仮設許可)のいずれかの手続きを経てください。

※建築手続の詳細は、所轄の特定行政庁にご相談ください。

2) 助成上限額について

施設の内容・仕様について機構と相談の上、詳細を決定することとなります。

【6. 手続の流れ】



<お問合せ先>

独立行政法人中小企業基盤整備機構 災害対策支援部 災害対策支援課

TEL:03-5470-1501 FAX:03-5470-1566

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル6階

【20250108現在】